

記者発表資料 1枚

令和2年10月30日
福島県土木部建築指導課

借上げ住宅家賃の過払いについて

令和元年東日本台風災害に係る借上げ住宅において、家賃の過払いが発生したのでお知らせします。

記

1 過払いの事実

台風災害に係る借上げ住宅は、1年間の定期借家契約で、1年ごとに再契約が必要となり、月の途中で契約した場合、最初と最終の月の家賃が日割となる。

今般、当初契約中に「支払先口座の変更」があった物件で、最終月の家賃が日割りされず満額支払われたことから、当該月の家賃が過払いとなる事象が生じた。

2 件数・金額

計14件、297,666円（確定）

3 原因

昨年度に開発した借り上げ住宅管理システムの不備（エラー）

4 対応

- (1) 支払が完了した最終月の家賃を全てチェックし、上記2以外の過払いは無いことを確認済した。
- (2) 本件全ての貸主へ謝罪の上、返納を依頼し、理解を得た。
- (3) システム開発業者に対し、本事案の不備改修のほか、家賃計算システム全体の再確認を依頼した。

【問い合わせ先】

土木部建築指導課

主幹 桃井 茂樹

電話 024-521-8461 内線 3861

FAX024-522-6383